

岩手県告示第 783 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 21 年 10 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 455 号
- 2 供用開始の区間 盛岡市北山二丁目 25 番 3 地先から三ツ割字洞清水 8 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 21 年 10 月 26 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 21 年 10 月 16 日から同年 11 月 16 日まで